

高 地 発
平成30年 6月15日

太陽光発電事業 関係者 各位

高山村長 後藤 幸三

土地に自立した太陽光発電設備についての高山村における方針

土地に自立した太陽光発電設備について、下記のとおり本村の方針を定めました。事業主及び事業関係者（以下、「事業主等」という。）の皆様においては、下記の方針を遵守するようお願いいたします。

記

1. 土地に自立した太陽光発電設備の設置については、村民の生命及び財産を守る観点から、無計画な設置によって誘発される災害の発生を防ぐため、平成30年4月1日より高山村開発事業の適正化に関する条例（以下、「条例」という。）及び高山村開発事業の適正化に関する条例施行規則（以下、「規則」という。）の適用対象としました。
2. 条例及び規則の適用対象とするのは、平成30年4月1日以降に実際に工事に着手する発電出力が10kW以上のものとしました。対象の事業主等は条例及び規則を遵守してください。
3. 原則として、集水域及び災害の発生が予想される場所は開発しないでください。
4. 事業主等は、条例及び規則に基づき、太陽光発電設備の開発事業計画を作成のうえ高山村長へ協議することができます。そして、その協議結果として高山村長の承認を受けた事業主等のみが、はじめて工事に着手することができます。
5. 高山村長の承認の基準は、規則第8条に記載されているので、事業主等は参照のうえ太陽光発電設備の開発事業計画を作成してください。また排水施設の設置基準については、群馬県大規模土地開発事業の規制等の条例施行規則をもとにした別紙に定める排水施設設置基準を参照してください。

6. 事業主等は、開発区域の隣地の住民及び地権者に事業を説明のうえ、必ず開発に対する同意を取り付けて、協議の際に写しを添付してください。同意を取り付けられないものについては、開発の承認をすることはできません。
7. 高山村長は、事業主等が条例及び規則に違反したときは、当該工事を停止させ又は違反を是正するために勧告を行うことができます。事業主等が勧告に従わない時には、事業主、設計者及び工事施工者の氏名並びに勧告の内容を公表する措置を取ることができます。
8. 事業主等は、資源エネルギー庁への認可申請の前に、高山村への事前相談及び周辺の住民及び地権者に事前説明をするように努めてください。
9. 条例、規則、別紙に定める排水施設設置基準及び本方針について疑義がある場合は、書面にて高山村長まで申し立てをしてください。